News Release



各位

株式会社 北陸銀行

2020年6月15日

生命保険商品の取り扱い開始について

北陸銀行(頭取 庵 栄伸)は、2020年6月16日(火)より、生命保険2商品の取り扱いを開始します。またこれまで、ウェルスマネジメントセンター、ドリームセンター専用商品でありました1商品を全店で取り扱い開始いたします。

当行は最も身近な金融機関として、お客さまの様々なライフスタイルにお応えする保険商品の ラインナップを揃え、豊かな暮らしづくりのサポートをしてまいります。

記

1. 新規取り扱いの生命保険商品について

商品名	引受保険会社	商品概要
ネオ de いりょう健康 プロモート	ネオファースト生命保険株式会社	・持病・既往歴が有り、健康状態に不安のある方を応援する医療保険。 ・主契約の保障は告知項目3つで申し込み可能。 ・所定の条件を満たした場合、保険料の割引適用あり。 ※ドリームセンター・ウェルスマネジメントセンター専用商品として取り扱いいたします。
メディフィット E X	メディケア 生命保険株式会社	・従来の医療保険(入院・手術保障)ではカバーできない3疾病、9疾病の薬剤治療を保障する「おくすり保険」であり、薬剤治療に特化した保険の取り扱いは当行初。 ・入院しなくても重症化・再発を予防するための薬剤治療を保障。 ・抗がん剤治療は支払い回数無制限。 ※ドリームセンター・ウェルスマネジメントセンター専用商品として取り扱いいたします。

2. 全店で取り扱いを開始する生命保険商品

商品名	引受保険会社	商品概要	
えらべる外貨建 一時払終身 (受け取るタイプ)	明治安田生命保険相互会社	・外貨での運用益を受け取りながら、家族へも遺せる外貨建て一時払終身保険。 ・毎年定期支払金を一生涯受け取ることが可能であり、定期支払金は10年間一定。 ※好評につき、ドリームセンター・ウェルスマネジメントセンター専用商品を全店展開いたします。より多くのお客さまにご利用いただけるようになりました。	

・詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)兼商品パンフレット」等をご覧ください。

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

北陸銀行 リテール推進部 金融商品推進 G TEL (076)423-7111



保険商品に関する留意点

●保険商品は預金ではありません。また元本の保証はありません(預金保険の対象ではありませ ん)。●当行は保険の募集代理店です。保険の引受は行っておりません(当行はお客さまと引受保 険会社との保険契約締結の媒介を行います)。ご契約の主体はお客さまと引受保険会社になりま す。●引受保険会社が経営破綻した場合、生命保険契約者保護機構により保護措置が図られます が、一時払保険料の最低保証金額、死亡保険金額、積立金額、解約返戻金および将来の年金額等が 削減されることがあります。●当行が募集する個人年金保険・終身保険は、商品により、契約時費 用ならびに解約時の解約控除が必要となり、据置期間中は保険関係費用、資産運用関係費用、運用 成果確保時費用、年金管理費、外国為替手数料などの手数料がかかる場合がありますが、ご負担い ただく手数料の項目、手数料率、計算方法等は各商品によって異なりますので、一律の算出方法を 表示することはできません。●変額個人年金保険・変額保険は、国内外の株式・債券等で運用して おり、運用実績が保険金額や積立金額・将来の年金額などの増減に繋がるため、株価や債券価格の 下落、為替の変動により、積立金額、解約返戻金は既払保険料を下回ることがあり、損失を生ずる おそれがあります。●外貨建ての保険では、為替レートの変動により、お受取になる円換算後の保 険金額がご契約時における円換算後の保険金額を下回ることや、お受取になる円換算後の保険金が 既払保険料を下回ることがあり、損失を生じるおそれがあります。●保険商品によっては、市場金 利に応じた運用資産の価格変動が解約返戻金に反映されるため、市場金利の変動により解約返戻金 が既払保険料を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります(具体的には中途解約時の市場 金利がご契約時と比較して上昇した場合には、解約返戻金は減少し、逆に、下落した場合には増加 することがあります)。●個人年金保険・終身保険を中途解約した場合には、運用実績・市場価格 調整·契約初期費用·解約控除等により、解約返戻金は払込保険料を下回ることがあります。●当行 では取扱中の保険商品はクーリング・オフ制度の対象となります。●保険契約にご加入いただくか 否かが、当行の他のお取引に影響を及ぼすことはありません。●保険業法の規定により、お客さま のお勤め先によっては、保険商品をお申し込みいただけない場合があります。●保険料を借入金で 調達した場合、運用実績等によっては解約返戻金が借入元利金を下回り、借入元利金を返済する事 が困難になる事があります。よって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申し込み はお取り扱いできません。●ご検討にあたっては、専用のパンフレットや「ご契約のしおり・約 款」「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」(変額年金保険の場合はこれに加えて「特 別勘定のしおり」) を契約前に必ずお読みいただき、十分内容をご確認願います。●商品のご検討 にあたっては、販売資格を持つ当行の募集人にご相談ください。詳しくは窓口までお問い合わせく ださい。